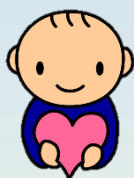


# いわて「いじめ問題」 防止・対応マニュアル

## \* マニュアル増補の趣旨 \*

平成 27 年 5 月に本マニュアルを作成後に起きた、いじめにかかわる様々な事案や岩手県教育委員会から発出された通知を受け、いじめの早期発見と早期対応、そして学校組織全体での取組を一層推進するため、マニュアルの増補を行いました。



各公所、各校においては、各職員に周知及び有効活用し、いじめの早期発見、早期対応等に役立てていただきますようお願いいたします。

## ☑ 対応早見表

知りたい内容	章	ページ
人間関係のトラブルかいじめかの見極め方は？	Ⅱ「いじめの基本認識」	P 6～
いじめの未然防止の取組を進めるには？	Ⅲ「いじめの未然防止」	P 15～
いじめ発見の方法は？発見のための校内体制は？	Ⅳ「いじめの発見」	P 24～
いじめの事実確認は？指導・援助は？	Ⅴ「いじめへの対応」	P 34～
ネット上のいじめへの基本的な対応は？	Ⅵ「ネット上のいじめの対応」	P 52～
いじめの重大事態とは？その対処は？	Ⅶ「重大事態への対処」	P 58～

## いじめの基本認識

P 6～



## ☑ 学校で生じる人間関係のトラブルの水準

P 8

「人が集まれば必ずトラブルはある。でも、いじめは許されない」という考えを基本とし、そのトラブルがいじめの水準にあるときはすぐに制止します。「人間関係づくりの練習」という視点で考えると、子どもたちの学校生活でのトラブルの水準は次のように整理されます(山本, 2012)。水準の見極めは、発達段階はもちろん、当該児童生徒のソーシャルスキルや状況を踏まえて行われるべきであり、表面的・形式的に行わないことが重要です。

### ●子どもが自分自身で解決を練習すべきトラブル

教師は子どもたちに任せつぎりにせず、子どもたち同士でどのようにトラブルを解決するのか、観察することがその役割になります。

### ●教師が介入して解決を練習すべきトラブル

トラブルの解決に慣れていない子どもに教師の援助が必要になるタイミングがあります。

### ●いじめとして扱いその基準を教えるべきトラブル

社会的に絶対に許されない行為は、学校が介入して制止・指導します。

### ●犯罪として適切な措置をすべきトラブル

犯罪行為をいじめととらえ指導を続けられれば、子どもたちは「先生に叱られる程度の行為」と学習してしまいます。これは、警察や児童相談所などと連携しながら措置をすべきものです。

いじめへの対応

P 34~

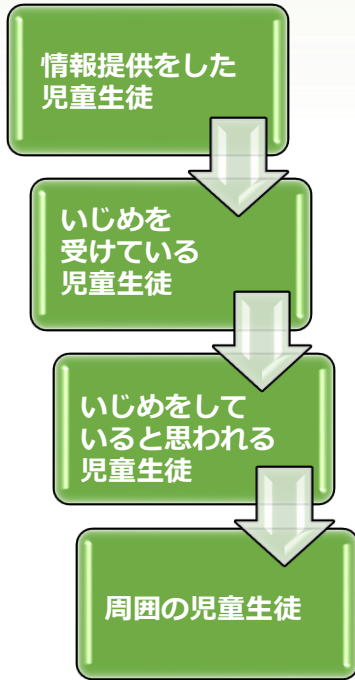
✔ 事実確認

P 34

事実は誰にでもわかるようにあるのではなく、立場によって変わって見えます。したがって、いじめに対応する際には、その行為に着目する必要があります。その際、主観的理解と客観的事実を区別することが重要です。

主観的理解	客観的事実
無視された	返事をしなかった
怒鳴られた	大きな声で話した
使い走りにされた	買って来るように頼んだ

○ 聴き取りの順序



○ 事実確認のポイント

● 組織的な対応

- ・ 個別に、時間差なく、複数の教員で事実確認する
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守する

● 事実確認の仕方

〈いじめを行った児童生徒〉

- ・ 直近の行為から、いじめの具体を記録する
- ・ いじめる意図のあるなしにかかわらず、事実を確認する
- ・ いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのかを書かせる

〈いじめを受けた児童生徒〉

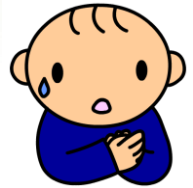
- ・ 主観的理解と客観的事実を区別する
- ・ 何の行為が辛いのか、何が改善されたらよいのかを確認する

〈周囲の児童生徒〉

- ・ 「伝えたい」という気持ちを支持しながら聴き取りをする
- ・ 直近の行為から、具体的に確認する

● 保護者からの訴えの聴き取り

- ・ いじめだと思った具体的エピソードを確認する
- ・ 攻撃的な言い方も、子どもを守ってほしいことの願いと理解して対応する



● 能動的攻撃(暴言暴力)、使役(強制する)の場合

- ・ いじめを行った児童生徒同士で口裏合わせをさせないように、始めたら一斉に、その日のうちに聴取する
- ・ 行為の固定のため、話したことを書かせる

● 忌避(避ける)、受動的攻撃(居場所を奪う)の場合

- ・ 疑いがある場合は、場面を予測し、行為の瞬間をとらえて指導する

ケースに応じた対応

✔ 指導・援助のポイント

P 39

○ その児童生徒の保護者へ

○ いじめを受けた児童生徒へ

- ① 客観的事実の軽重にかかわらず、つらさ等の感情には支持的に対応する
- ② 毎日、一緒に今日の状況について確認する
- ③ 一週間毎日確認し、いじめがおさまったように見えても、3日に一度…と、間隔を開けながら状況を確認する
- ④ 解決したときの具体的なイメージが共有できるように、「いじめを行った児童生徒からの止めるべき具体的な行為」を明確にする
- ⑤ いじめのために勉強する機会が奪われたら、それを保障する

● 電話ではなく、対面して話をする

電話だと言葉の小さな表現による誤解が生じやすくお互いの意図が通じないことがあるので、会って話をする

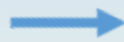
● 最初の面談で行うこと

- ① 保護者としての心配や不安を支持的に聴き取る
- ② 保護者がもっている客観的事実を聴き取る
- ③ 初めに何をするかを伝え、それをいつまで、どのように報告するかを確認する
- ④ いじめを行った児童生徒の保護者との調整について確認する

● 心配がぬぐえない保護者への対応

- ① 保護者の心配や不安を支持的に再度聴き取る
- ② 当面どういう状況になったら解決かを確認する

## ○いじめを行った児童生徒へ



## ○その児童生徒の保護者へ

- ①いじめの意図にかかわらず、徹底して行為をとめる
- ②いじめをすることで何を学んだのかを教師が見立て、社会的に許される方法で得られるように支援する
- ③いじめを行った複数の児童生徒は一括りに指導しない
- ④徹底して行為をやめさせる時の一つの方法として、出席停止制度や懲戒（高等学校・特別支援学校高等部の生徒）の運用を検討する
- ⑤はやし立てた児童生徒もはやし立てることでその行為は、いじめに荷担したことになることを、はっきりと伝える

- ①保護者は叱る対象ではない。事実に基づいて対応する
- ②子どもへの支援を一緒にできるか確認する
- ③子どもを守ろうとする姿勢が強い場合、説明責任が果たせるように、指導の記録等を残す
- ④いじめを行った児童生徒が複数の場合でも、保護者との話し合いは個別に行う

## ○周囲の児童生徒等へ

- 全体
  - ①いじめという行為があったことを伝え、何をしたらいじめになるのかを確認する
  - ②いじめを行った児童生徒へ制裁を加える行為を禁止する
- 見ていた児童生徒
  - ①正義感を振りかざすような表面的な指導にならないようにする
  - ②言いたくても言えなかったことを理解する
- 当該児童生徒以外の保護者
  - ・学校で起こったことを伝え、どのような行為が「いじめ」に当たるかを説明する

## ○記録の蓄積

- 記録は、個人的な手帳等ではなく、記録シートに記載し、校内の関係者で回覧する
- 2種類の記録を活用する
  - ①事実の記録（箇条書き）

学校の取組（例えば、家庭訪問や電話をした際、いつ、どこで、どのような指導・援助を行ったか）を記載する（資料8「指導援助の記録シート」参照）
  - ②支援のための記録

いじめを受けた児童生徒はどんなときに安心できるのか、いじめを行った児童生徒はどんなときに適応的な行動がとれるのか等支援のヒントを蓄積する

## ネット上のいじめへの対応

P 52～



### ○ネット上のいじめの特徴 （文部科学省、2011）

- 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻なものとなる
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷が行われるため、児童生徒がいじめを受ける側にも、いじめを行う側にもなりうる
- インターネット上に一度流出した個人情報・画像は回収することが困難で、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある

### ○対応の基本的な考え

- ①いじめを受けた児童生徒からの情報だけでなく、起こった背景や事情を綿密に調べる
- ②ネット上の書き込みの削除依頼は、本人・保護者が行うことが原則であるため、学校は、その方法等について助言を行い支援する
- ③何が問題となったか、やったことと招いた結果を現実場面と照らし合わせて、共通認識の上指導する
- ④未然防止のためにも、継続した情報モラル指導を行うことが重要である（「情報モラル教育」マニュアル p21～p22 参照）

### ○ケースに応じた対応

- 掲示板等への誹謗・中傷等への対応
- いじめを目的としたEメール等への対応
- 匿名型への対応
- オンラインアンケート型への対応
- 写真・動画型への対応
- 恐喝・脅迫メールへの対応

マニュアル  
p53～参照



# 重大事態への対処

P 58～

「いじめ防止対策推進法」(以下、「推進法」)第28条では、重大な事態として、(1)いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、(2)いじめによる児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときの要件を掲げています。さらに、(3)児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時も、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても調査を行い、事実関係を明確にし、報告することが必要です。

# いじめの発見

P 24～

## いじめ発見のための校内体制づくり

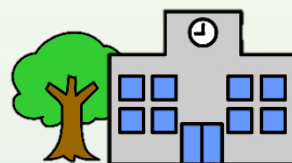
P 26

いじめの判断の基準は、子どもたちの状況や、地域の特性によって、一律ではありません。各学校は、指導・援助の蓄積からこの基準を一つにまとめ上げ、全職員が、共通の理解をしなければなりません。また、児童生徒に関する小さな情報を集約し、いじめかどうかという視点でチェックする係が必要です。

- 「いじめ防止等の対策のための組織」を機能させる
- いじめについて、全教職員が適切に理解する
- 児童生徒の気になる情報の一元化を図る
- 担任は、「何かおかしい」と思ったら、学年主任に報告する
- 得られた情報を記録する・蓄積する
- ケース会議を開催する



「推進法」において、学校への設置が義務づけられている組織。教職員、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される。



## いじめ発見の方法

P 28

### 観 察

- 暴力のあるいじめにとらわれず、多様ないじめがあるという視点で子どもを観察する
- 多様な例として、能動的攻撃、使役、忌避、受動的攻撃がある(資料3「いじめを捉える観点一覧」参照)。この4つの観点で捉えるといじめを発見しやすくなる
- 日常から、机上の落書き、ロッカーの破損、下足箱の使用状況等を観察し、いじめ発見の感度を上げる
- 児童生徒が隠そうとするいじめの発見のための観察を工夫する

### アンケート

- **アンケートは面接につなげるためのツールとして、児童生徒のピックアップのために行う**
- 作成のポイント
  - ・ 意図が明確な質問項目
  - ・ 目的に応じた記名・無記名の選択
  - ・ 積極的に書ける肯定的質問
  - ・ 否定的質問には選択肢を設定
- 実施中の留意点
  - ・ 実施中の児童生徒の様子観察
  - ・ 安心して書ける環境設定
  - ・ 回収の配慮
- 定期的な実施により、先生にいじめを訴える心構えを形成することが可能となる。
- 肯定的な質問に対して、空白のままの回答やこれまでの回答からの変化に注目する

### 面 接

- 気になる児童生徒、アンケートでピックアップした児童生徒の面接は、他の児童生徒に知られないように配慮する
- 進路や部活動等の相談の中に、人間関係の大変さが含まれることがあり、「いじめ」発見につながる可能性がある
- うまくいっていることから聴くと、「いじめ」のことも話しやすくなる
- 保護者との面接は、おかしいと思った具体的な行動や状況を聴き取る

